第３章　公害の現況と対策　Ⅳ騒音・振動

(1)　騒音に係る環境基準

ア　道路に面する地域以外（一般地域）の地域（単位：デシベル）

地域の類型	時間の区分	
	昼間	夜間
ＡＡ	50以下	40以下
Ａ及びＢ	55以下	45以下
Ｃ	60以下	50以下

（備考）環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を市長が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりです。

(ｱ)　地域の類型該当地域

ＡＡ：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
（鎌倉市は該当なし）

Ａ：第一種低層住居専用地域　第二種低層住居専用地域
　　第一種中高層住居専用地域　第二種中高層住居専用地域

Ｂ：第一種住居地域　第二種住居地域　準住居地域　市街化調整区域

Ｃ：近隣商業地域　商業地域　準工業地域　工業地域

(ｲ)　時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(ｳ)　騒音の評価手法

等価騒音レベルにより評価しました。

イ　道路に面する地域（単位：デシベル）

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりです。

時間の区分	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜にあっては40デシベル以下）によることができます。

(2)　自動車騒音及び道路交通振動の要請限度

ア　騒音

騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

（備考）騒音規制法の規定に基づく省令により、区域の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

（ⅰ）区域の区分

a区域：専ら住居の用に供される区域

第一種低層住居専用地域　第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域　第二種中高層住居専用地域

b区域：主として住居の用に供される区域

第一種住居地域　第二種住居地域　準住居地域　市街化調整区域

c区域：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供される区域

近隣商業地域　商業地域　準工業地域　工業地域

（ⅱ）時間の区分

昼間：午前6時から午後10時まで

夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

（ⅲ）上記に揚げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、以下のとおりです。

（単位：デシベル）

昼間	夜間
75	70

イ　振動

振動規制法に基づく道路交通振動の限度

（単位：デシベル）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

（備考）振動規制法施行規則別表2の規定に基づき、区域及び時間の区分を市長が定めることになっており、区分の状況は次のとおりです。

（ⅰ）区域の区分

第1種区域：第一種低層住居専用地域　第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域　第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域　第二種住居地域　準住居地域　市街化調整区域

第2種区域：近隣商業地域　商業地域　準工業地域　工業地域

（ⅱ）時間の区分

昼間：午前8時から午後7時まで

夜間：午後7時から翌日の午前8時まで

(3)　事業所に係る騒音及び振動の規制基準　（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）

ア　騒音の規制基準（施行規則別表第11）　（単位:デシベル）

地域の区分	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55	50	45
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

（注）この基準は建設工事に伴って発生する騒音については適用されません。

イ　振動の規制基準（施行規則別表第12）　（単位:デシベル）

地域の区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	60
工業専用地域	70	65
その他の地域	65	55

（注）この基準は建設工事に伴って発生する振動については適用されません。

(4)　道路交通騒音調査の面的評価

自動車騒音常時監視※は、市内の主要幹線道路に面した地域を対象に、自動車の走行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造等を評価区間として分割し、その評価ごとに対象地域内に住居等が存在する区域について環境基準適合状況を面的に評価(以下「面的評価」※※という。）しています。市では平成24年度からの５ヵ年計画で、主要幹線道路に面している地域の住居等の面的評価を実施しています。

※道路を走行する自動車の騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

※※道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域(道路端から50m）について沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して環境基準の達成状況を把握しています。

ア　調査期間

平成25年２月14日(木)10:00～15日（金）10:00

イ　調査場所

路線名	起点	終点	評価区間延長(km)	車線数	道路構造	遮音壁等の有無	低騒音舗装の有無
横浜鎌倉線	由比ガ浜2-2(NO.1)	由比ガ浜4-3	0.9	2	平面	無	無
一般国道134号	材木座6丁目(NO.2)	由比ガ浜	1.2	2	平面	無	無
	由比ガ浜（NO.3）	腰越3-1	5.4	2	平面	無	無
	腰越	腰越3丁目	0.3	2	平面	無	無
大船停車場矢部線	大船1-5	大船1-10	0.2	2	平面	無	無

ウ　測定方法

①騒音調査

道路近傍における騒音の測定は日本工業規格 Z 8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成12年４月環境庁）に準じ、原則道路敷地境界位置で、積分型騒音計を用いて24時間連続測定を行いました。

背後地における騒音の測定は、道路境界から20～50m程度離れた位置で、積分型騒音計を用いて10分間の騒音レベルを測定しました。なお、測定の回数は昼間・夜間の時間帯のうち各２観測時間について測定しました。使用した測定機器及び測定条件を表に示します。

機械名称	メーカー名	形式	測定条件	
普通騒音計	㈱リオン	NL-22	測定範囲	:28～130dB
			周波数重み特徴	:A特性
			時間重み特性	:FAST
			マイク高さ	:原則1.2m
			防風スクリーン使用	

②交通量・平均走行速度

交通量は、昼間・夜間の観測時間帯のうち、各２観測時間について10分間の上下車線別・車種別通過台数をマニュアル・カウンターで測定しました。

平均走行速度は、交通量測定と同一地点において、昼間・夜間の観測時間帯に上下車線別・車種別10台程度のサンプル測定により、一定区間距離を走行する通過時間を測定しました。

エ　調査結果

騒音の測定結果を下記表に示します。

調査の結果、横浜鎌倉線は昼間67dB、夜間62dBであり、昼夜共に環境基準を満足していました。一般国道134号線は昼間69dB、夜間66dBであり、昼間は環境基準を満足したものの、夜間において環境基準を超過しました。一般国道134号線は、昼間74dB、夜間70dBであり、昼夜共に環境基準を超過しました。

騒音測定結果

No.	路線名	基準点騒音レベル(LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○：適合×：不適合		背後地騒音レベル(LA95)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
No1	横浜鎌倉線	67	62	70以下	65以下	○	○	38	31
No2	一般国道134号	69	66			○	×	39	35
No3	一般国道134号	74	70			×	×	39	35

オ　環境基準の達成状況（全体評価）

全体評価について、全体(1,271戸）では昼夜ともに基準値以下は1,044戸(82.1%）、昼間のみ基準値以下は39戸（3.1%）、夜間のみ基準値以下は０戸(0.0%）、昼夜ともに基準超過は188戸（14.8%）となりました。次に近接空間（397戸）では昼夜ともに基準値以下は233戸(58.7%）、昼間のみ基準値以下は24戸（6.0%）、夜間のみ基準値以下は０戸（0.0%）、昼夜ともに基準値超過は140戸（35.3%）となりました。次に非近接空間（874戸）では昼夜ともに基準値以下は811戸ともに基準値超過は48戸（5.5%）となりました。

平成24年度対象の面的評価結果

	昼夜ともに基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数（1,271戸）	1,044	82.1	39	3.1	0	0.0	188	14.8
近接空間（397戸）	233	58.7	24	6.0	0	0.0	140	35.3
非近接空間（874戸）	811	92.8	15	1.7	0	0.0	48	5.5

カ　環境基準の達成状況（道路種別評価）

道路種別評価について、昼夜ともに環境基準を達成した戸数は、一般国道に面する地域では1,054戸中827戸(78.5%）であり、都道府県道に面する地域では218戸中218戸（100%）となりました。

道路種類別の面的評価の結果（戸数）

道路種別	面的評価結果全体					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④
	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
一般国道	1,054	827	39	0	188	348	184	24	0	140	706	643	15	0	48
都道府県道	218	218	0	0	0	49	49	0	0	0	169	169	0	0	0
全体（住居戸数）	1,272	1,045	39	0	188	397	233	24	0	140	875	812	15	0	48

道路種類別の面的評価の結果（割合）

道路種別	面的評価結果全体				面的評価結果（近接空間）				面的評価結果（非近接空間）			
	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
一般国道	78.5	3.7	0.0	17.8	52.9	6.9	0.0	40.2	91.1	2.1	0.0	6.8
都道府県道	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体（住居戸数）	82.2	3.1	0.0	14.8	58.7	6.0	0.0	35.3	92.8	1.7	0.0	5.5

キ　環境基準の達成状況（路線別評価）

路線別評価について、環境基準の達成状況は、一般国道134号が78.5%となり、その他の横浜鎌倉線と大船停車場矢部線では100%の達成率でした。

路線別の面的評価結果（戸数）

	面的評価結果全体					面的評価結果（近接空間）					面的評価結果（非近接空間）				
道路種別	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④	住居等戸数①＋②＋③＋④	昼夜とも基準値以下①	昼のみ基準値以下②	夜のみ基準値以下③	昼夜とも基準値超過④
	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）	（戸）
一般国道134号線	1,054	827	39	0	188	348	184	24	0	140	706	643	15	0	48
横浜鎌倉線	212	212	0	0	0	45	45	0	0	0	167	167	0	0	0
大船停車場矢部線	6	6	0	0	0	4	4	0	0	0	2	2	0	0	0

路線別の面的評価結果（割合）

	面的評価結果全体				面的評価結果（近接空間）				面的評価結果（非近接空間）			
道路種別	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）	（%）
一般国道134号線	78.5	3.7	0.0	17.8	52.9	6.9	0.0	40.2	91.1	2.1	0.0	6.8
横浜鎌倉線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大船停車場矢部線	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

ク　実施計画書の見直し

実施計画書の見直しをおこない、平成24年度から５ヵ年の実施計画の基となる資料を作成しました。実施計画書を下記表に示します。

様式　Ｈ25年度実施計画

1	2	3	4	5	6	7	8		9		10		11		12		13	14	15	16	17	18
一連番号	路線名	道路種別	車線数	路線延長	評価区間の総延長（全体）	ローテーション年数	面的評価の結果の更新 平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
				(km)	(km)	年	(km) 計画	実施	(km) 計画	実施	(km) 計画	実施	(km) 計画	実施	(km) 計画	実施	(km) 計画	計画	計画	計画	計画	
1	一般国道134号	3	2	6.9	6.9	5									6.9	6.9					6.9	
2	横浜鎌倉	4	2	7.1	7.1	5					3.8	3.8	3.2	3.2	0.9	0.9	6.2				0.9	
3	原宿六ツ浦	4	3	0.4	0.4	5											0.4					
4	原宿六ツ浦	4	2	0.2	0.2	5							0.5	0.5			0.2					
5	藤沢鎌倉	4	2	4.5	4.5	5			5.8	5.8								4.5				
6	大船停車場矢部	4	2	0.1	0.1	5					0.2	0.2			0.1	0.2					0.2	
7	金沢鎌倉	4	2	4.3	4.3	5					4.2	4.2							4.3			
8	大船停車場	4	2	1.4	1.4	5			1.4	1.4									1.4			
9	小袋谷藤沢	4	2	4.5	4.5	5			5.5	5.5			3.5	3.5			0.9		3.6			
10	鎌倉停車場	4	2	0.1	0.1	5					0.1	0.1					0.1					
11	腰越大船	4	2	5.5	5.5	5														5.5		
12	鎌倉葉山	4	2	2.9	2.9	5			5.1	5.1										2.9		
13	田谷藤沢	4	4	1.3	1.3	5														1.3		
14	阿久和鎌倉	4	4	2.8	2.8	5			2.8	2.8								2.8				
15	阿久和鎌倉	4	2	0.9	0.9	5					0.9	0.9						0.9				
計				42.9	42.9					20.6		9.2		7.2	7.9	8.0	7.8	8.2	9.3	9.7	8.0	

注１）道路種別について

１：国土開発幹線自動車道等（高速自動車国道）

２：都市高速道路

３：一般国道

４：都道府県道（主要地方道を含む）

５：４車線以上の市区町村道

６：その他の道路

平成 24 年度

道路交通騒音面的評価状況分布図

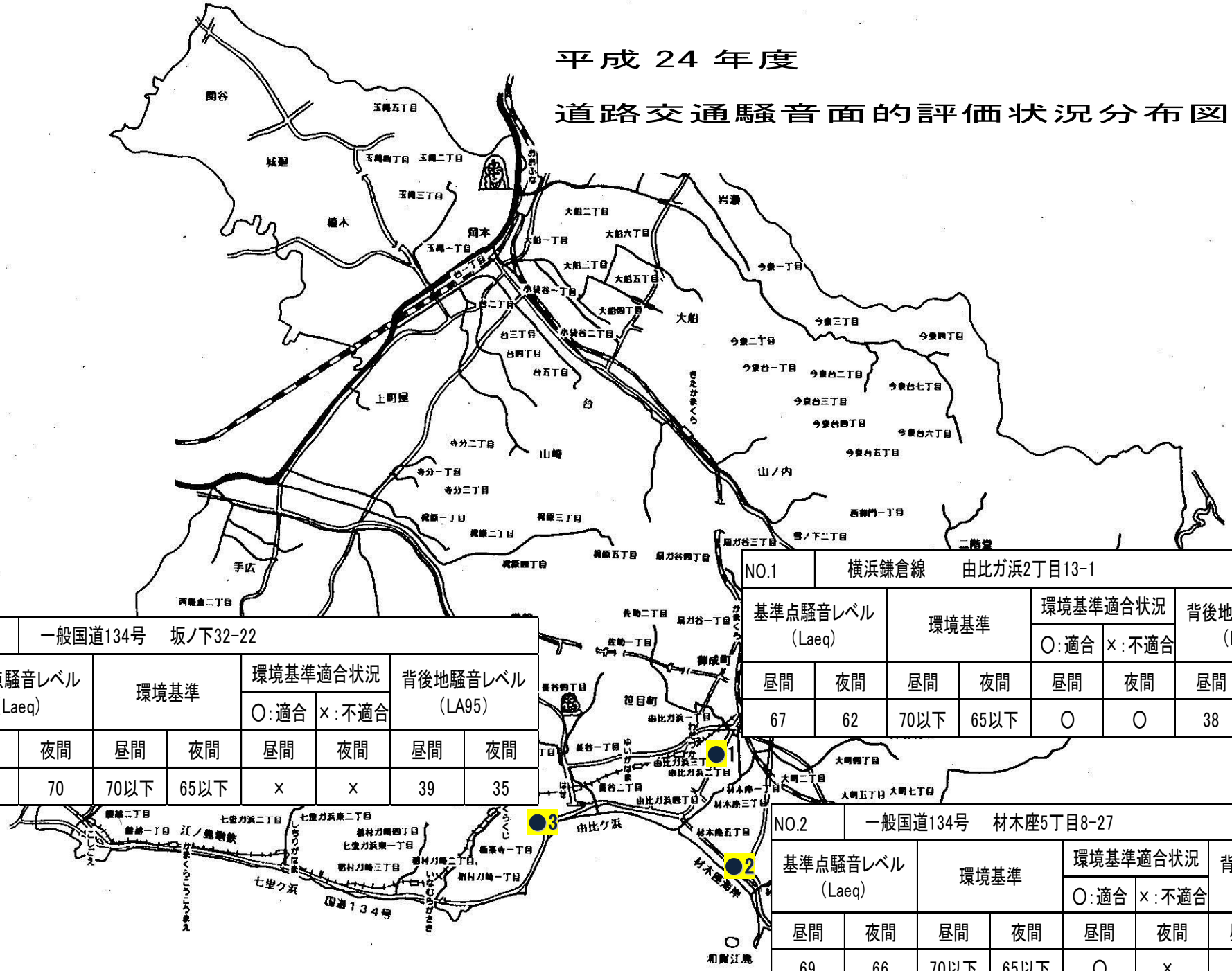

NO.3	一般国道134号　坂ノ下32-22						
基準点騒音レベル (Laeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LA95)	
				○:適合	×:不適合		
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
74	70	70以下	65以下	×	×	39	35

NO.1	横浜鎌倉線　由比ガ浜2丁目13-1						
基準点騒音レベル (Laeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LA95)	
				○:適合	×:不適合		
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
67	62	70以下	65以下	○	○	38	31

NO.2	一般国道134号　材木座5丁目8-27						
基準点騒音レベル (Laeq)		環境基準		環境基準適合状況		背後地騒音レベル (LA95)	
				○:適合	×:不適合		
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
69	66	70以下	65以下	○	×	39	35

位置図（騒音測定地点、評価区間）

縮尺率 1:50,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000（空間データ基盤）を使用したものである。
（承認番号 平１６総使、第２２２号））

(5)　環境騒音調査

本市では、市内全域の一般地域における騒音の実態を把握するために、市内の38地点で環境騒音調査を実施しています。このうち平成24年度は19地点で測定を行いました。

ア　調査期間

平成25年３月８日・３月15日・３月21日・３月25日・３月26日　５日間

イ　測定機器

騒音計（リオンNL-04）

騒音計用プリンター（リオンDPU-414）

ウ　調査方法

日本工業規格Z8731及び騒音に係る環境基準の評価マニュアルを、本市の環境騒音の実態に応じて準用しました。評価の基準には環境基準を用いて、各調査地点及び行政地域ごとの等価騒音レベルにより評価しました。

(ｱ)　調査時間と回数

昼間：午前6時から午後10時までの間で1地点につき1回測定

夜間：午後10時から翌日の午前6時までの間で1地点につき1回測定

(ｲ)　測定方法

一般地域の人間活動に伴い発生する騒音を対象として、1地点につき10分間の等価騒音レベル等の測定を、昼間19地点、夜間5地点で実施しました。

(ｳ)　支配音源の種類

音源の種類	発生源の概要
1 自動車音	自動車に起因する音
2 自動車以外の道路音	道路空間から発生する上記以外の音（人の話し声、自転車音、子どもの遊び声など）
3 工場、事業所等の音	工場や事業所などに起因する音（商店、駐車場、官公庁、運輸施設、飲食店などから発生する騒音を含む）
4 家庭音	家庭内の生活活動に起因する音（話し声、テレビ・ステレオの音、ペットの鳴き声、家庭機器音など）
5 自然音	虫の声、野鳥の声、木の葉の揺れる音、水音、風音など自然に起因する音
6 特殊音	航空機、鉄道、建設作業などに起因する音
7 その他の音	特定できるが、上記の分類に入らない音
8 不特定音	騒音レベルが低く、特定できない音

エ　調査結果

今年度の昼間の調査では調査地点19地点のすべてが環境基準を満足（達成状況100%）し、高い達成率を示す結果となりました。

また、ほぼ同地点を調査した平成19年度も達成状況は100%でした。

夜間の調査では、昼間の調査結果と同様に、調査地点5地点すべてが環境基準を満足（達成状況100%）していました。

また、ほぼ同地点を調査した平成19年度の達成状況も100%でした。

（ｉ）一般地域A及びB類型 ［専ら住居の用に供される地域（A）・主として住居の用に供される地域（B）］（基準時間帯：昼）

No.	調査地点	区域類型	時間率騒音ﾚﾍﾞﾙ(dB)							等価騒音ﾚﾍﾞﾙ（dB）	環境基準値（dB）	環境基準適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq			
1	大町 4-16-2	鎌倉A	44.2	41.6	33.0	28.9	28.3	38.3	61.6	38.3	55	○	1,4,5,6,7
2	材木座 2-9-1	鎌倉A	52.7	47.0	38.5	33.7	33.1	46.8	82.5	46.8	55	○	4,5
3	扇ヶ谷 1-15-45	鎌倉A	60.9	59.0	47.7	41.5	38.9	53.7	67.4	53.7	55	○	1,2,4,6
7	今泉台 3-6-1	大船A	50.6	47.7	38.8	33.4	32.7	45.7	73.2	45.7	55	○	1,4,5,6,7
8	今泉台 7-15-4	大船A	45.0	41.5	34.3	31.4	30.9	42.2	66.8	42.2	55	○	1,4,5,6
11	梶原 2-6-12	深沢A	51.7	47.6	38.3	33.1	32.0	45.3	75.2	45.3	55	○	1,4,5,6
12	上町屋 461-2	深沢A	51.3	49.5	44.1	41.0	41.0	47.7	72.7	47.7	55	○	1,2,3,4,5,6
15	腰越 1101-49	腰越A	51.7	48.4	36.8	31.4	30.9	45.0	90.1	45.0	55	○	1,4,5,6
16	七里ガ浜東 4-34-3	腰越A	50.0	47.5	40.4	33.8	33.0	44.9	65.6	44.9	55	○	1,2,4,5,6,7
19	城廻 423-29	玉縄A	52.0	49.9	40.1	35.6	34.8	46.2	73.0	46.2	55	○	1,4,6,7
20	関谷 387-15	玉縄B	44.5	42.6	37.7	35.0	34.0	40.8	66.4	40.8	55	○	1,4,6

（ⅱ）一般地域C類型 ［相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（C）］（基準時間帯：昼）

No.	調査地点	区域	時間率騒音ﾚﾍﾞﾙ(dB)							等価騒音ﾚﾍﾞﾙ（dB）	環境基準値（dB）	環境基準適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq			
23	御成町 10-12	鎌倉C	52.6	49.6	44.6	40.9	40.4	52.2	75.8	52.2	60	○	1,2,4,5,6,7
24	笹目町 6-46	鎌倉C	56.0	51.7	43.4	35.7	34.3	50.9	85.3	50.9	60	○	1,2,4,5,6,7
27	大船 5-3-8	大船C	50.3	47.9	43.4	40.9	40.2	48.1	80.3	48.1	60	○	1,3,4,6,7
28	台 2-20-23	大船C	48.6	47.1	43.6	41.5	41.2	44.8	76.8	44.8	60	○	1,3,4,5,6
31	常盤 111-3	深沢C	58.9	55.0	47.9	45.3	44.8	53.6	74.7	53.6	60	○	1,2,4,6
32	梶原 630	深沢C	58.7	57.0	51.9	47.4	46.5	54.3	75.8	54.3	60	○	1,6
35	腰越 3-20-14	腰越C	58.6	55.4	44.6	39.4	37.9	53.2	77.5	53.2	60	○	1,2,5,6
37	岡本 1-1-6	玉縄C	54.1	52.3	47.1	43.4	42.5	51.6	89.1	51.6	60	○	1,2,3,6

（ⅲ）一般地域C類型 ［相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域（C）］（基準時間帯：夜）

No.	調査地点	区域	時間率騒音ﾚﾍﾞﾙ(dB)							等価騒音ﾚﾍﾞﾙ（dB）	環境基準値（dB）	環境基準適否	支配音源の種類
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	LAeq	LA max	LAeq			
23	御成町 10-12	鎌倉C	48.2	46.5	42.7	41.1	40.8	44.6	66.8	44.6	50	○	1,2,3,6
27	大船 5-3-8	大船C	49.6	48.6	44.1	41.4	40.8	46.0	71.5	46.0	50	○	1,2,4,5,7
31	常盤 111-3	深沢C	54.4	51.6	47.5	46.3	46.0	49.5	65.8	49.5	50	○	1,2,6,7
35	腰越 3-20-14	腰越C	54.4	53.0	46.1	44.2	43.8	49.5	75.8	49.5	50	○	1,2,7
37	岡本 1-1-6	玉縄C	54.9	52.7	46.6	42.3	41.5	49.7	76.6	49.7	50	○	1,2,4,6,7

（ⅳ）行政地域・類型別環境基準達成割合

環境基準類型		A及びB類型					C類型				
行政地域		鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域	鎌倉地域	大船地域	深沢地域	腰越地域	玉縄地域
調査地点数（ヵ所）	昼	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1
	夜	－	－	－	－	－	1	1	1	1	1
環境基準超過調査地点数（ヵ所）	昼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	夜	－	－	－	－	－	0	0	0	0	0
行政地域別環境基準達成割合（%）	昼	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	夜	－	－	－	－	－	100	100	100	100	100
地域類型別環境基準達成割合（%）	昼	100					100				
	夜	－					100				
市域全体環境基準達成割合（%）	昼	100									
	夜	100									

＊行政地域別環境基準達成割合
　行政地域毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。
＊地域類型別環境基準達成割合
　地域類型毎の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。
＊市域全体環境基準達成割合
　市域全体の調査地点で、環境基準を満足した調査地点数の割合としました。
＊平成24年度の夜間調査は、C類型の地域のみで実施しました。
＊支配音源の種類（種類の分類についてはP52を参照）
　1 自動車音　2 自動車以外の道路音　3 工場・事業所等の音　4 家庭音　5 自然音　6 特殊音
　7 その他の音　8 不特定音
※調査地点は当該住所付近で行っています。

平成 24 年度　環境騒音調査分布図

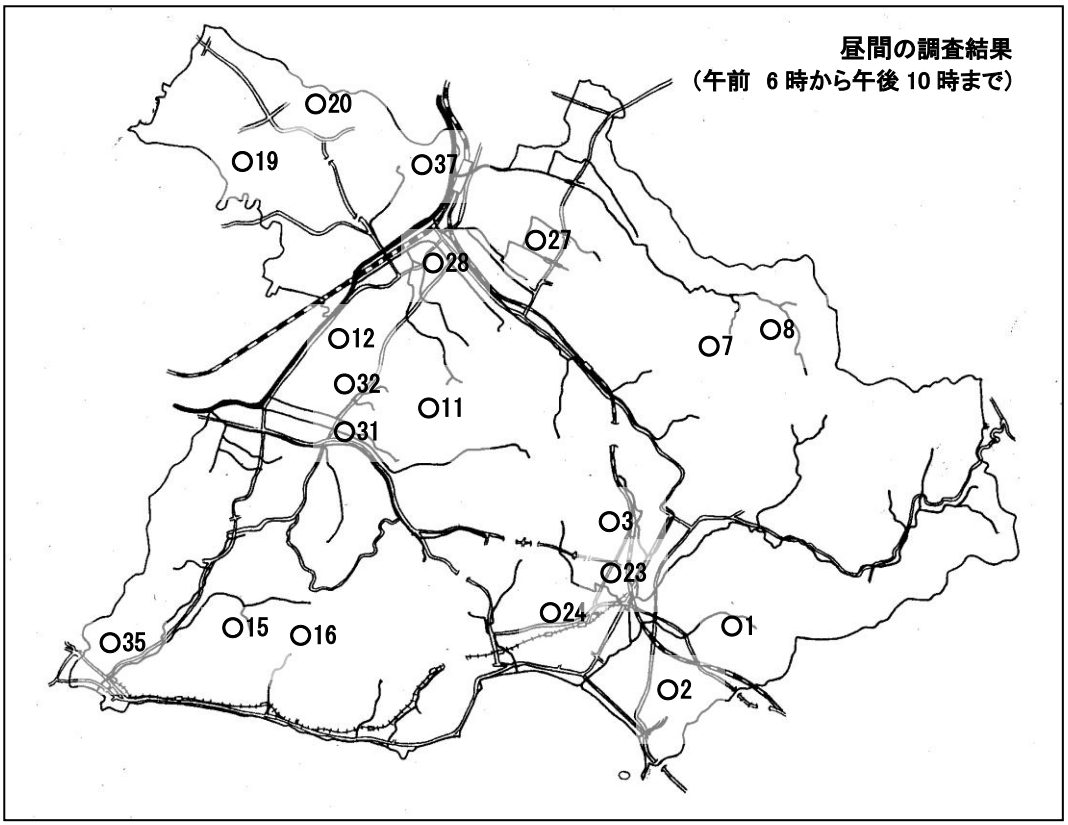

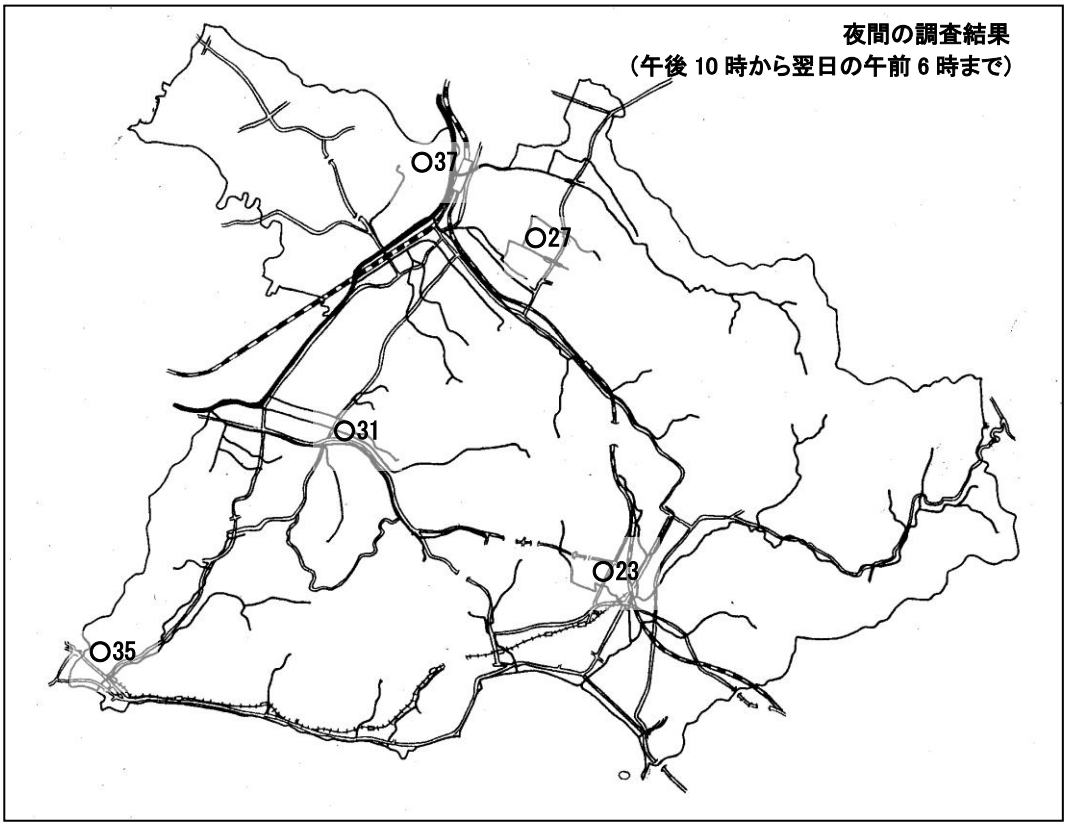

記号の数字は調査地点 No.を示す。
〇は環境基準の適合地点を示す。
●は環境基準の不適合地点を示す。